

# 救助出動報奨金交付規則の改正について

当会の救助員の皆様は、自らの生業をなげうってボランティアで海難救助を行っておられます。この救助活動の殆どは、救助員の皆様が所有する船舶を救助船として使用しておられますので、燃料費、維持費等も負担していただいていることになります。

最近、燃料費等の高騰により救助員の皆様の負担が急増したと考えられましたことから、日本財団に対し報奨金の増額をお願いしていましたところ、これが認められ、昨年10月1日から当分の間、救助出動報奨金交付規則別表を次表のとおり改正することといたしました。これにより、皆様の負担が少しでも軽くなれば幸いです。

なお、今回の改正は取り敢えず半年間のみということですので、前頁でご説明しましたように、この改正を来年度以降も継続して実施していくよう必要な助成金の増額を日本財団に要求しております。

別表（第3条第2項関係）

| 区分  | 救助出動報奨金の額（1人当たり） | 交付対象人員の限度数             |                          |
|---|------------------|------------------------|--------------------------|
|   |                  | 1件の海難救助に着いて1救難所が出動した場合 | 1件の海難救助について複数の救難所が出動した場合 |
| 発動時から救助終了時までの時間が4時間未満の出動に対する交付                        | (改正案) 6,000円     | 50名                    | 100名                     |
|   | (現 行) 5,000円     | 50名                    | 80名                      |
| 出動時から救助終了時までの時間が4時間以上24時間未満の出動に対する交付                  | (改正案) 7,200円     | 50名                    | 100名                     |
|   | (現 行) 6,000円     | 50名                    | 80名                      |
| 出動時から救助終了時までの時間が24時間を超え、引き続く24時間から48時間未満までの出動に対する加算交付 | (改正案) 3,600円     | 30名                    | 60名                      |
|   | (現 行) 3,000円     | 30名                    | 50名                      |
| 発動時から24時間を経過した後出動した場合であって、48時間までの出動に対する交付             |                  |                        |                          |